

令和5年度茨城県消費者教育啓発講座業務委託仕様書

1 業務の名称

令和5年度茨城県消費者教育啓発講座業務

2 業務の目的

高齢者等に接する機会の多い福祉・医療関係者等を始め、高齢者の見守りに関心のある方（以下「介護事業者等」という。）を対象に、消費生活センターの周知や靈感商法を含めた悪質商法被害防止に係る講座を開催し、高齢者における消費者被害の未然防止を図る。

3 実施期間

契約締結の日から委託業務終了日又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで

4 受講対象者

県内の介護事業者等

5 委託業務の内容

令和5年度茨城県消費者教育啓発講座の開催、運営等

(1) 講座の企画・立案

ア 講座の内容

- ・講座はオンラインで行うものとする。
- ・講座の内容は、介護事業者等が基本的な消費者問題について広く学ぶとともに、靈感商法を含めた悪質商法について高齢者の被害を防ぐためのポイントや具体的な対応を学べるよう、研修科目及び内容等を決定すること。
- ・受講者の年齢層、職層等を考慮し、分かりやすい研修方法を工夫すること。

イ 実施回数等

- ・研修は、異なる内容で計4日開催すること。また、計4日間の研修の録画映像を後日限定配信すること。
- ・実施時期は、茨城県消費生活センター（以下「県センター」という。）と協議して決定する。

(2) 研修の管理運営等

ア 講師の手配、連絡調整

- ・講師は各分野の専門家を招聘し、選定に当たっては県センターと協議すること。

イ 周知用ポスター（A2判 400枚）及びリーフレット（A4判 9,000枚）の作成
・ポスター及びリーフレットは、ホームページ掲載用PDFデータと併せて県センターへ納品すること。

ウ ウェブ会議システムの運用（事前の接続確認を含む。）

エ 講座当日の事務処理及び運営

オ 県センターとの連絡調整

カ 出席者名簿の作成、受講状況の把握

キ 研修資料（レジュメ、テキスト）の作成、購入

ク 受講者へのアンケートの作成、配布、とりまとめ

ケ 動画の作成及び配信

コ その他講座運営に必要な業務

なお、会場使用料、講師への旅費及び謝金の支払い等、開催に係る全ての費用は受託者が負担すること。

6 県センターの業務

(1) 介護事業者等への周知

(2) 受講受付、受講者への連絡等

7 その他

本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、県センターと受託者が協議のうえ決定することとする。ただし、県センターと受託者との協議においても疑義が解決しない場合には、受託者は県センターの指示に従うこととする。